

〈併設機関〉

児童相談所における相談の現状と、教育機関との連携

北海道中央児童相談所地域支援課相談支援係長 黒 澤 聡

○ 児童相談所について

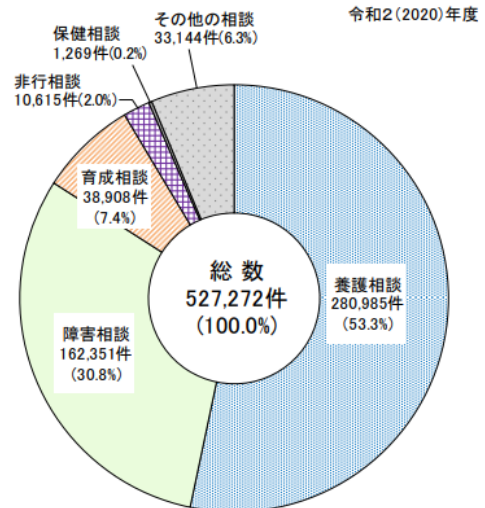
児童相談所（以下「児相」という。）は「虐待に対応する機関」というイメージが定着していますが、実際には児相が関わる子供の問題は、多岐に及びます。全国の児相の相談種別対応件数（令和2年度福祉行政報告例のデータ）をみると、「養護相談（虐待相談を含む）」が最も多く、続いて「障がい相談」、「育成相談」の順になっています。

「障がい相談」の件数が多いのは、児相が知的障がい児に係る障がいの程度の判定事務を担っているためであり、業務実態として児童福祉司等が忙しさや困難さを感じているのは児童虐待対応のケースワークと、「非行相談（ぐ犯、触法）」や「育成相談（性格行動）」の対応です。

児相の相談援助活動には介入機能と支援機能の両面があり、特に児童虐待に関しては「介入と保護」だけではなく「親子の再統合支援」もしなければならず、同じ機関が2つの役割を担う難しさがあります。

在宅支援が必要なケースの場合、児相は教育機関と連携しなければ、学校での子供達の見守りができません。また、児相が関わるケースの多くは、個別対応や特別支援教育が必要な子供達なので、要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議 以下「要対協」という）等を通じて情報を共有し役割分担をして、支援を行う必要があります。

児相に一時保護される子供達の多くは発達障がいや愛着障がいをかかえており、子供の状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要ですが、現状は十分な対応ができていません。中央児童相談所は併設されている北海道立特別支援教育センター（以下「特セン」という）と廊下で繋がっており、特センの先生から、個別対応が必要な子供の教育支援や、プレイルームの使用などで協力いただいております。



【全国の児相の相談種別対応件数】

○ 北海道立特別支援教育センターと連携した事例

【経緯】

児相が性格行動相談に関わり、保護者（実母）の希望により一時保護して行動精査を行った普通学級に在籍する児童（以下「本児」という。）の事例です。児相では特別支援教育が適切と判断。一時保護解除時に、特センの教育相談を活用するよう助言しました。以後1年以上にわたり、実母と本児は定期的に特センに来所していました。特センとしては、特別支援学級での支援（生活の場も含めて個別の関わり）が必要と判断しました。

児相や特センが助言しても、実母は本児の状態（知的障がい）を認められず、「新年度になったら本児を施設に入れたい。」「他のきょうだいと同じ

※打ち合わせや情報共有で使用したシート

学校の環境	支援学級			通常学級			支援学校
	〇〇市町村	〇〇市町村以外		〇〇市町村	〇〇市町村以外		〇〇市町村以外
生活の場	〇〇中	〇〇中以外	()	〇〇中	〇〇中以外	()	()
日常の様子							
通所							
場所							
出席点							
手続き							
母							
学校							
特セン							
児相							
備考							

【情報共有シート】

学校には行かせたくない。」「施設に入れて別の学校に行かせたい。」と訴えました。

実母の決意は固く、その後は、児相、小学校、特セン及び教育委員会が連携して情報を共有し、各機関が役割分担をして対応を続けました。

【実母の主な訴え】

きょうだいの中で本児だけが他のきょうだいと同じ行動ができない。本児は、通学合宿等の学校行事には参加しており、やればできるのにやらない。親としては、できることを全てやってきた。本児が素直にならない限りどうしようもない。これまで、児相や特センや小学校から言われたことを試してきたが何も改善していない。

【本児の気持ち】

家は安心するところで、実母とは離れたくないとの思いが強い。しかし、現状では実母に本児を受け入れる気持ちがないことを感じており、家族と離れて暮らすことに納得はできないが、仕方がないと諦めています。実母に対する不満は、実母が他のきょうだいにばかりに夢中で本児に構ってくれないことでした。

【児童福祉司の社会診断】

本児が幼稚園から小学校に入学する頃に掛けての養育環境は、実父母の離婚問題で不安定な状態でした。この環境が本児の行動や情緒に影響を与えたと考えます。母子家庭となった後は家族の中で本児だけが阻害されるようになり、きょうだい間でのトラブルが増しています。

実母が受け入れられない本児の行動は、本児に器質的問題（知的能力面の弱さ）がある中で実母から過剰に叱責されることにより、二次的な障がいを起こしている状態と思われます。

実母には本児に対する適切な養育監護を期待できません。現状を放置すれば、本児のストレスが増して行為障がいや精神状態の悪化も予想されることから、本児には家族と距離を置いた生活の場を提供することが適当です。まずは安定した生活の場を確保すべきであり、これらの対応が期待できる児童養護施設に入所することが適切です。

【事例のその後】

本児は、児童養護施設から特別支援学級に通学することになりました。対人関係等で困難を抱えながらも、施設での心理的ケアや学校での個別指導により、新たな生活環境に適応できました。

○ ネグレクトで児童相談所に送致された事例

【経緯】

小学校の特別支援学級に在籍する児童（以下「本児」という）の事例です。発達の遅れがあり（療育手帳B該当）、乳幼児期から保健師が関わって母子通園センター等を利用していました。父親のいない世帯で、児相も発達相談で関わっていました。小学校中学年頃から不登校傾向が続き、地元では養育環境に問題があるケースとして1年以上にわたり何度も要対協を開催しました。関係機関が熱心に介入しても状況の改善がみられず、最終的に地元自治体が児相に送致しました。

【送致内容】

対象家庭において虐待（ネグレクト）を疑う事象が発生しているため、児相の然るべき措置を求めます。また、本児の健全な発達を促す環境が現家庭状況においては確保することが難しいと判断し、本児の家庭環境の改善及び養育環境の改善、教育環境の整備において児相の介入を求めます。

虐待（ネグレクト）の内容は次の通りです。実母は本児が嫌がること（本児の不登校状態の改善、登校刺激、生活リズムの改善等）を指導できません。実母は本児に基本的生活習慣（朝食を含む食生活、排泄の自立、洗顔等の身だしなみ、服装、入浴等の衛生面等）を指導できません。家の中は全般に不衛生です。

【児相の援助方針（児相の対応）】

家庭からの強制的な分離（一時保護）が必要な重篤な虐待（ネグレクト）状態にあるとは考えていません。むしろ、不登校や生活習慣の改善に向けた養育支援が必要との認識です。

実母は、今後の児相の指導について了解しており、児相として支援することができる支援型アプ

ローチ（ソーシャルワークアプローチ）を行います。

【実母の意向】

実母が本児を登校させないということではなく、「登校してほしいと思っている。」「本児が嫌がる（先生が恐い）のでどうしようもない。」「学校に行けなくても、フリースクールのようなところがあれば行かせたい。」「基本的生活習慣が欠如している。」との認識はあります。また、利用できる制度や支援があれば受けたい。」との実母の意向があり、実母は、児相の定期的家庭訪問による助言指導は受け入れます。

【事例のその後】

実母や本児にストレスを与える関わり方は避け、実母と本児の自主的な変化（勉強したいとか学校に行きたいという気持ちの変化）を待つ姿勢で関係機関が家庭訪問を継続的に実施しました。月1回の本児の通院に児童福祉司が同行し、医師との連携を図りました。本児と医師との関係は良好で、新年度、新しい担任に代わったで本児は徐々に学校に行けるようになりました。

○ 児童虐待に関する教育現場の役割と責務

児童虐待の防止等に関する法律の第5条に、学校、教職員の責務として、3点規定されています。

- ①学校、教職員等は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があること。
- ②児童虐待の予防・防止や虐待を受けた児童の保護・自立支援に関し、関係機関への協力に努めること。
- ③虐待防止のための子供・保護者への教育・啓発に努めること。

また、第6条に、通告の義務が規定されています。通告には、虐待の事実、証拠は必要ありません。「通告」という言葉は非常に重い印象を受けますが、相談や連絡と同様で、他機関との連携への一歩と考え、一般的に考えて「疑わしい」と感じたら通告をためらうことのないようにしなければなりません。

第3項では、「守秘義務は、通告の義務の遵守を妨げない」と明記されており、通告に際し、教職員として知り得た情報の提供ができることから、児相には、できるだけ多くの情報を伝えてください。

教職員が虐待を疑った場合、「どこまでが虐待なのか」、「通告したら保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらいが生じると思います。しかし、保護者との関係悪化を恐れて重大な事態に至ってしまった事例があることに留意しなければいけません。

ただ、相手が、いわゆる「モンスターペアレント」だったら、学校としても慎重にならざるを得ないと思います。通告後、保護者から様々な要求が出されることもあると思います。例えば、児相が登校した子供を一時保護した場合、保護者が学校に押しかけて、「学校が児相に話しただろ」、「先生に裏切られた」などとクレームをつけることも考えられます。この場合、一時保護は児相の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。また、虐待かどうかを判断するのは、学校等ではなく、通告を受けた児相の役割です。

教育現場で、児童虐待を疑ったときには、どのように対応すべきでしょうか。どの組織でも同じですが、まずは、「相談と報告」です。児童虐待を疑ったら、先生が一人で抱え込まず、他の先生に相談し、管理職に報告することが必要です。

子供に心配な様子が見られた場合には、経過を見守るのではなく、必ず保護者へ連絡を入れて事情を聞く（保護者に事情を確認）ことが重要です。

痣などの外傷を発見し、子供自身から聴き取るときは、先生の誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」などとオープンクエスション形式（「はい」「いいえ」などで答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問）で尋ねることが適切です。

児相としては、子供が心身ともに健やかに成長するために、引き続き教育機関との密な連携をお願いしたいと思います。